

議案第 78 号

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例（平成 18 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同表の 2 の項の次に次のように加える。

2 の 2	法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000 円
-------------	--	-------------------------	----------

別表第 2 の 3 の項中「第 43 条第 1 項ただし書」を「第 43 条第 2 項第 2 号」に改め、同表の 11 の項中「第 5 項第 3 号」を「第 6 項第 3 号」に改め、同表の 30 の項中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

30 の 2	法第 85 条第 6 項の規定に基づく特別な仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	特別仮設興行場等建築許可申請手数料	160,000 円
--------------	---	-------------------	-----------

別表第 2 の 48 の項及び 54 の項中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同表の 59 の項中「建築基準法」を「法」に、「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 並びに別表第 2 の 1 の項、11 の項、48 の項及び 54 の項の改正規定並びに同表の 59 の項の改正規定（「建築基準法」を「法」に改める部分を除く。）は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

平成30年8月31日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

建築基準法の改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料及び特別仮設興行場等建築許可申請手数料を定めるとともに、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。